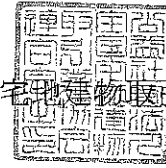


28 全宅連発政策第 26 号

平成 28 年 8 月 3 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小 林



### マンション標準管理委託契約書の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

本年 3 月に、マンション標準管理規約が改正され、既存住宅の流通促進やマンションの資産価値の向上に資するため、マンションの管理状況などに関する情報の開示に係る規定が整備されたこと等を受け、国土交通省では、「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理委託契約書コメント」の改正を行いました。

本改正では、マンション管理業者が、宅建業者からマンションの管理状況等、区分所有者が専有部分を売却する際に必要となる情報の提供を求められた場合に、開示する情報項目の充実等を図っております。

つきましては、関連資料を下記のとおりご送付いたしますので、傘下会員にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

#### 1. 国土交通省文書

「マンション標準管理委託契約書の改正について」…… 1 部

以 上